科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年5月15日現在

機関番号:33917 研究種目:基盤研究(A) 研究期間:2009~2011 課題番号:21243006

研究課題名(和文) 法律学と精神医学の共働的アプローチによる非行問題への対処

研究課題名(英文) Addressing the Problem of Juvenile Delinquency through a

Collaboration of Law and Psychiatry.

研究代表者

丸山 雅夫 (MARUYAMA MASAO) 南山大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号:50140538

研究成果の概要(和文):非行問題に対する従来のアプローチは、少年法を中心とする法律学からのものが一般的であり、学際的なアプローチはほとんど見られなかった。しかし、非行がさまざまな環境的要因の複合のもとで発生することはすでに周知の事実であり、それに有効に対応するためには、学際的な研究が極めて重要である。特に、近時に多く見られる精神的な問題に起因する非行を解明し、最適な処遇を与えるためには、精神医学との有機的連携と実効的な共働が不可欠である。本研究は、法律学と精神医学との共働的アプローチを前提として、非行問題への効果的な対処に向けての提言を行うための基礎的考察を行ったものである。

研究成果の概要(英文): The problem of delinquency has generally been addressed using law, particularly juvenile law, with very little focus on interdisciplinary approaches. Delinquent acts, however, are widely recognized as being a result of a mixture of various environmental factors, and this emphasizes the importance of interdisciplinary research. In particular, cases regarding delinquency originating in psychological problems that are on the increase require an organic collaboration of law and psychiatry, which allows us to first understand such cases and then to offer optimal ways of handling the problems. This study attempted foundation analysis for the purpose of proposing effective solutions to the problems of delinquency based on a collaborative approach of law and psychiatry.

交付決定額

(金額単位:円)

			(亚欧一区・11)
	直接経費	間接経費	合 計
2009年度	5, 400, 000	1, 620, 000	7, 020, 000
2010年度	5, 500, 000	1, 650, 000	7, 150, 000
2011年度	6, 000, 000	1, 800, 000	7, 800, 000
年度			
年度			
総計	16, 900, 000	5, 070, 000	21, 970, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・刑事法学

キーワード: 少年法・非行・少年処遇・精神医学・刑事政策・少年法制

1. 研究開始当初の背景

- (1) 国内外を問わずに、現代社会の大きな 関心事である非行問題への対処(原因の解明 と効果的な処遇のあり方) については、従来、 法律学を中心としてさまざまな個別の学問 分野でのアプローチが試みられる一方で、学 際的なアプローチはほとんど試みられるこ とがなかった。しかし、近時の非行をめぐる 論点は、非行原因の解明、捜査・調査のあり 方、審判のあり方、処遇の方法と具体的な内 容、被害者のケアをはじめとして、非常に広 範囲かつ多岐にわたっている。こうした状況 のもとで、法律学的アプローチだけでは、非 行(問題)に十分に対処することが不可能な 事態がすでに生じていた。特に、非行原因論、 非行少年の心理 (鑑定を含む)、精神鑑定、 処遇のあり方、被害者のケア等の場面は、少 年問題の議論に際して重要な論点を提起す るものでありながら、法律学に特化したアプ ローチはほとんど無力とも言うべき状況に あり、精神医学的アプローチの必要性が自覚 されていたところである。
- (2) こうした状況のもとで、アメリカの福 祉モデル少年法制に倣って 1948 年に成立し た現行少年法は、大きな改正を経験すること なく半世紀にわたって重要な役割を果たし ており、その実効性は諸外国からも高く評価 されていたところである。しかし、2000年 に至って、初期の福祉モデルに忠実な現行少 年法も、大きな改正を経験することとなった。 2000 年改正は、わが国の少年法制の司法モ デル化への傾斜を示す(20条但書の削除と2 項の新設) だけでなく、事実認定が困難な事 案への適切な対処(一部事件への検察官関与、 裁定合議制の導入)や被害者への配慮(記録 の閲覧・謄写、意見陳述)といった、極めて 多岐にわたるものであり、その基本的構造に 関わる改正部分も少なくない。

さらに、その後の 2007 年改正 (触法事件の調査、触法少年の少年院送致、保護観察の実効化など) および 2008 年改正 (重大な少年事件の審判における被害者傍聴など) は、一見すると、法律学の場面にかぎられた改正のようにも見えるが、特に触法少年の少年院送致は、問題のある触法少年に対する精神医療的ケアのあり方と処遇方法・内容が厳しく問われた事件を契機として実現したものであった。

(3) 本研究の代表者である丸山は、2007年 改正および 2008 年改正のそれぞれに際して、 法制審議会少年法部会臨時委員として改正 論議に参加したが、そこでの審議を通じて、 法律学的な議論だけでは不十分な場面が多 いことを自覚させられるとともに、精神医学との共働的アプローチの必要性を痛感を発したところである。また、少年法の学説と実務においても、特に責任無能力少年の処遇をめぐって深刻な状況(見解の相違)が見られ、法律学と精神医学との共働を前提とした提高と問題解決の必要性も喫緊の課題となって提合した。さらに、被害者等も参加する非形しよった。さらに、被害者等も参加する非形しな方法によって非行問題の一部を解決していた。さらに、被害者等も参加する非形しな方法によって非行問題の一部を解決した。方法によっており、その際の関係者の精神状態への配慮が不可欠であるとの指摘も見られたところである。

2. 研究の目的

上記 1.に示した背景と現状を前提として、本研究は、法律学と精神医学との「共働的」アプローチによって、非行(少年)に関わる理論上・実務上・処遇上の諸論点を総合的に分析・検討したうえで、今後のわが国の少年法・少年処遇のあり方に積極的な提言をすることを目的として出発したものである。

具体的な検討対象として予定していた論点は、非行原因・助長要因としての精神疾患等の理解、発達障害圏の子どもにおける虞犯の関係、心理鑑定・責任能力鑑定・情状鑑定の意義と実際、社会調査・心身鑑別における精神医学の役割と実際、保護処分の主観的要件の要否、非行少年における責任の意義と内容、被害者の精神的ケアのあり方、精神的な問題に起因する非行に対する処遇の方法と内容、などであった。

3. 研究の方法

- (1) 法律学と精神医学との連携を目的とする研究であるため、研究組織としては、法律学を専攻する研究代表者のほか、法律学と精神医学の両分野から幅広く連携研究者を委嘱するとともに(6.研究組織参照)、実務経験を有する多くの研究協力者に参加して、実務をもらう構成とした。具体的な研究方法は、年度によって若干の違いはあるものの、全体として、文献研究等を前提とした研究会における意見交換、国内外の施設の参観と関係者との意見交換によることにした。
- (2) 文献研究においては、法律学と精神医学のそれぞれの分野の研究者が個別の論点についての検討を進めたうえで、研究会での報告にもとづいて意見交換を行い、知見を深めるとともに共通の理解を形成することにした。また、少年法制には秘密性が高いという特徴(さらには限界)があることから、さまざまな現場に従事している関係者に研究会でのゲスト・スピーカーを依頼して報告を

受け、全体で意見交換を行うことによって、 実務についての知見を深めるとともに共通 理解を形成することにした。

- (3) ゲスト・スピーカーの報告と意見交換によって得られた知見を確認するために、少年法制の現場と実務について視察することとし、日本国内の児童・少年関連施設(児童自立支援施設、少年院、少年刑務所等)を随時参観したうえで、それぞれの現場を担当る職員等との意見交換を行うことにした。らに、わが国の少年法制のあり方への連携を明確に意識して少年法制を運営している諸外国の関連施設を適宜参観することとし、欧米を訪問国として予定した。
- (4) 以上のような研究過程を前提として、研究の最終年度において、研究全体についての報告書を公刊することとした。また、研究終了後の適切な時期に、その後の個別研究の成果をも反映する形で体系的な研究書として公刊することを予定した。

4. 研究成果

- (1)3年間の研究期間を通じて、各年度における研究実績と成果は、それぞれ次に述べる通りであった。
- (2) 平成21年度は、研究を開始した年度でもあり、わが国の少年法をめぐる理論的問題を中心に検討するとともに、実務と処遇の実態を明らかにするため、若干の国内施設の参観と、フランスの少年司法・処遇の実態を調査すること(比較法的研究)に重点を置いて研究を行った。

前者については、毎回の研究会に実務者を 中心とするゲスト・スピーカーを招くと報くと報くとれて、研究代表者および連携研究者からの共働的た。精神医学との共働的方ところから、精神医学との連携のもとで研究会を共同同なところがあるとの連携のもとで研究会を共同間で、1月に1回程度の割合で研究会を開催した。 はぼ共通の参加者(毎回約30人)で。1月に1回程度の割合で研究会を開催した。 はば共通の参加者で会を開催した。 はば共通の参加者での刑事を扱い、1月に1回程度の割合では、少年の刑事を扱いた。 は近近である。 と検討した。また、それとを持して、国内によりを検討した。また、それと当立式蔵野によるを検討した。 ともにした。また、それと当のが表した。 に立支援施設である、国立武蔵野職員で、 に立支援施知学園の参観を行い、 にの意見交換を行った。

フランスにおける実態調査についても、研究会形式で事前の勉強会を持ったうえで、精神医療法研究会との共同で1週間にわたって実施した。具体的には、パリの少年裁判所での少年裁判の見学(アモン所長の好意による)をはじめとして、精神医療施設、刑務所、

児童養護・少年処遇施設等を参観するととも に、現場の職員らと研究会を持ち、意見交事司 た。これによって、フランスの利用によって、フランスの 法・刑事政策・少年法制・精神医療法制にない いての知見と理解が深まり、その後の比較設 研究の基礎とすることができた。ただ、施 の規模と参加許可人数との関係で、すべどが の規模と参加許可の施設を参観することがでる 参加者がすべての施設を参観することが 参加者がすべての施設を参観することが がなかったため、帰国後に研究会を開催して、 フランス訪問団内での共通理解・認識を の意見交換を行っている。なお、フランスの 視察については、現時点で、報告書として公 刊するまでは至っていない。

(3) 平成22年度は、3年間の研究計画の中間段階に当たる年度であり、わが国の少年法を中心とした理論的問題の継続的な検討と、少年処遇の実態に関する知見を深めるとともに、わが国の少年処遇の模範となりうる中華民国の精神医療関連施設・少年処遇関連施設の実地調査(比較法的研究)に重点を置いて研究を行った。

前者については、研究会形式で研究を進め、 研究代表者、連携研究者をはじめとする研究 者のほか、特に少年処遇の現場と実態に精通 している方をゲスト・スピーカーとして依頼 し、少年法制の実態を解明することに務めた。 精神医学との共働的アプローチの観点から、 精神医療法研究会との連携のもとに、1 月に 1 回程度の研究会を開催する方法は、前年度 と同様であった。具体的なテーマとしては、 少年刑事事件と裁判員裁判、少年と死刑、保 護観察の意義と実際などを扱った。これによ って、個々の少年処遇については、前年度の 成果と併せて、相当の知見が蓄積されるまで に至った。また、少年処遇現場の実情の一端 を知るために、長野県立波田学院(児童自立 支援施設) および有明高原寮(少年院)、松 本少年刑務所において施設参観をするとと もに、職員との意見交換を行った。視察結果 については、研究会で個別報告を行った。

海外視察については、事前の勉強会において、中華民国の少年法制に見るべきものが多まのとの共通理解が得られたため、当初の欧米の訪問予定を変更して、中華民国を訪問でもとした。精神医療法院ととの共通間にわたって実施した実態調査では、、高をととした。精神医療として、法務省矯正司法院を制し、近遇現場の実情を見学するとともするといる。特に、教育機関であることでき出している少年刑務所(明陽の実際に打ち出している少年刑務所(明陽の実際に対ち出している少年刑務所(明陽の実際に対ち出している少年刑務所(明陽の実際にも今後のわが国における少年処遇の議論にも

寄与するところが大きいとの印象を持ったところである。この実地調査については、精神医療法研究会編『2010年度台湾調査報告』として、2011年2月に公刊している。

(4) 平成23年度は、東日本大震災の影響のために本格的な研究への着手に遅れが生じたが、全体としては、当初の予定通りの進捗状況を確保することができた。研究の方法は、前年度までと同様に、研究会による報告と意見交換、国内および国外の施設参観が中心であった。

個別の研究会の開催は、従来と同様に、少 年法・少年法制・少年処遇を中心として、精 神医療関連の研究会と連携しながら、10回程 度を開催することができた。研究プロジェク トの最終年度ということもあり、法律(学) の分野は当然のこととして、特に精神医学的 アプローチに重点を置いた研究会となった。 なかでも、非行問題との関わりの究明が重要 課題として近時に大きな関心を呼んでいる 「発達障害圏」の子どもの実情についての知 見を深めることができた。また、少年院法の 改正が現実化していることから、少年処遇の あり方についての議論を行った。国内の児 童・少年関連施設等の参観については、児童 虐待防止法研究会と共同で実施することに し、それぞれ設置形態の異なる児童自立支援 施設(きぬ川学院[国立]、北海道家庭学校 [私立]、大沼学園 [北海道立]) を中心とし て、少年院(松山学園、丸亀少女の家)、刑 務所(松山刑務所)、福岡子どもの村、を訪 問して現場の職員らとの意見交換を行い、そ の後の研究会で報告を行った。

海外施設の参観については、当初は訪問国 としてヨーロッパを予定していたが、児童・ 少年を被害者とする性犯罪に対する徹底し た対策(電子監視や性ホルモン治療の実施 等)が一気に実現した大韓民国に訪問先を変 更したうえで、児童虐待防止法研究会と共同 で実施した。それぞれ、法務部犯罪予防政策 局保護法制課、ソウル保護観察所、デサン中 高等学校(少年院)、国立法務病院(治療監 護所)、ソウル家庭法院少年部、女性児童暴 力被害中央支援団、ソウルへバラギ女性・児 童センター、韓国性暴力相談所、ソウル中央 地方検察庁女性児童犯罪調査部を訪問し、研 究会形式で職員らとの意見交換を行った。そ の成果については、研究会で報告を行うとと もに、冊子体の報告書としてまとめて関連部 局(法務省)および研究者に配布したほか、 性犯罪対策に関連する5法令を翻訳し、精神 医療法研究会編『韓国における性犯罪対策に 関する刑事立法の一動向』として公刊したと ころである。

(5)3年間にわたる研究の個別的成果につい

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計8件)

- ① <u>丸山雅夫</u>、少年刑事事件と裁判員裁判、 社会と倫理、査読無、25 号、2011、 pp. 189-207
- ② <u>丸山雅夫</u>、少年犯罪に対する少年法と刑事訴訟手続との交錯、南山法学、査読無、35巻1号、2011、pp. 129-149
- ③ <u>渡邊一弘</u>、少年の刑事責任能力、刑法雑誌、査読無、51巻2号、2011、pp. 163-178
- ④ 丸山雅夫、少年犯罪と少年法をめぐる動向、ジュリスト、査読無、1414号、2011、pp. 126-131
- ⑤ <u>丸山雅夫</u>、少年法の理念と現状、南山法 学、査読無、34 巻 1 号、2010、pp. 207-233
- ⑥ 渡邊一弘、少年法 20 条の運用状況とその 分析方法、青少年問題、査読無、641 号、 2010、pp. 14-19
- ⑦ 中谷陽二、摂食障害患者の万引きと司法 精神医学、アディクションと家族、査読 無、26号、2010、pp. 291-295
- ⑧ 中谷陽二、司法精神医学は国境を越えるか、臨床精神医学、査読無、39巻、2010、pp. 1255-1261

[学会発表](計2件)

- ① <u>渡邊一弘</u>、少年の刑事責任能力、日本刑 法学会、2011年5月28日、法政大学
- ② 中谷陽二、触法精神障害者医療はいかに あるべきか、日本精神神経学会、2010年 5月22日、広島国際会議場

〔図書〕(計4件)

- ① <u>丸山雅夫</u>、成文堂、少年法講義[第2版]、 2012、386
- ② <u>丸山雅夫</u>、他、尚学社、刑法・刑事政策 と福祉、2011、542
- ③ <u>丸山雅夫</u>、成文堂、少年法講義、2010、 386

- ④ <u>丸山雅夫</u>、他、立花書房、少年事件重要 判決 50 選、2010、301
- <u>渡邊一弘</u>、他、現代人文社、少年法の理念、2010、381
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

丸山 雅夫(MARUYAMA MASAO) 南山大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号:50140538

- (2)研究分担者(なし)
- (3)連携研究者

長沼 範良(NAGANUMA NORIYOSHI)

上智大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 40164454

森田 明 (MORITA AKIRA)

東洋大学・法学部・教授 研究者番号:20009814

岩井 宜子 (IWAI YOSHIKO)

専修大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号:00151704

渡邊 一弘(WATANABE KAZUHIRO)

富山大学・経済学部・准教授

研究者番号:90449108

東 雪見 (HIGASHI YUKIMI)

成蹊大学・法学部・准教授

研究者番号:80366921

飛鳥井 望 (ASUKAI NOZOMU)

東京都精神医学総合研究所 • 所長代行

研究者番号:30250210

奥山 眞紀子 (OKUYAMA MAKIKO)

国立成育医療センター・こころの診療部・ 部長

研究者番号:70177195

小西 聖子 (KONISHI TAKAKO)

武蔵野大学・人間関係学部・教授

研究者番号:30251557

白石 弘巳 (SHIRAISHI HIROMI)

東洋大学・ライフデザイン学部・教授

研究者番号:80291144